平成 27 年５月 14 日

各　　位

会 社 名　株式会社　中 央 製 作 所
代表者名　代表取締役社長　後藤 邦之
（コード番号　6846　名証第 2 部）
問合せ先　総務部長　太田　浩
（ＴＥＬ　052 － 821 － 6166 ）

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年５月 14 日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成 27 年６月 25 日開催予定の第 108 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．変更の理由

（１）取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会決議によって、取締役の責任を法令の範囲内で一部免除できる規定（変更案第29条）及び監査役の責任を法令の範囲内で一部免除できる規定（変更案第37条）を定めるものであります。

また、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）と責任限定契約を締結できる旨の規定（変更案第29条）及び監査役と責任限定契約を締結できる旨の規定（変更案第37条）を定めるものであります。

なお、（変更案第29条）におきましては、各監査役の同意を得ております。

（２）上記規定の新設に伴い、現行定款第29条～第35条を各1条ずつ、第36条以下を各2条ずつ繰り下げるものであります。

２．変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

３．日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年６月 25 日（木曜日）	（予定）
定款変更の効力発生日	平成 27 年６月 25 日（木曜日）	（予定）

以　　上

別　紙

＜定款変更の内容＞

（下線は変更部分を示します。）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役および取締役会
第19条～第28条　　（省　略）	第19条～第28条　　（現行のとおり）
（新　設）	第29条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第５章　監査役および監査役会	第５章　監査役および監査役会
第29条～第35条　　（省　略）	第30条～第36条　（現行のとおり）
（新　設）	第37条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第６章　計算	第６章　計算
第36条～第39条　　（省　略）	第38条～第41条　（現行のとおり）